

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鯖江市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県鯖江市長

公表日

令和4年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	国民健康保険に関する事務		
②事務の概要	<p>国民健康保険法および鯖江市国民健康保険条例に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1に規定される主務省令第24条で定める以下の事務について、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①資格に関する事務(申請等の受理、審査、請求に対する応答および被保険者証の交付) ②給付に関する事務(各種保険給付の支給、各種認定証の交付等)</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③療養給付費、療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>		
③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、個人市民税システム、宛名・住登外システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバー等		
2. 特定個人情報ファイル名			
国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険本人確認情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル、中間サーバーファイル			
3. 個人番号の利用			
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携			
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109の項 別表第二省令 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 42,43の項 別表第二省令 第25条	(オンライン資格確認の準備事務) 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署			
①部署	健康福祉部 国保年金課		
②所属長の役職名	課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	総務部 行政管理課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2200		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	健康福祉部 国保年金課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2207		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 5-②所属長	田上 政人	高橋 和治		
平成30年4月1日	I 1-③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、個人市民税システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、個人市民税システム、宛名・住登外システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ		
平成31年4月1日	I 5-②所属長の役職名	国保年金課長 高橋 和治	課長	事前	
令和2年9月30日	I 1-②事務の概要		④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を追記	事前	
令和2年9月30日	I 1-③システムの名称		医療保険者等向け中間サーバー等を追記	事前	
令和2年9月30日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一の30の項(別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条)	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年9月30日	I 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ・別表第二における情報提供の根拠 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109の項 (別表第二省令 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条) ・別表第二における情報照会の根拠 42,43の項 (別表第二省令 第25条)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109の項 別表第二省令 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 42,43の項 別表第二省令 第25条 (オンライン資格確認の準備事務) 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年9月21日	I 4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月31日	I 7	総務課	行政管理課	事後	